

第五十一回
参議院建設委員會會議錄第四号

昭和四十一年二月十七日(木曜日)
午前十時五十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中村 順造君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿蔵君
小酒井義男君

委員 内田 俊朗君
大森 久司君
奥村 悦造君
米田 正文君
竹田 現昭君
前川 且君
村田 秀三君
白木義一郎君
春日 正一君

國務大臣 建設大臣 瀬戸山三男君

政府委員 建設政務次官 谷垣 專一君
建設大臣官房長 鶴海良一郎君
建設省計画局長 志村 清一君
建設省都市局長 竹内 藤男君
建設省河川局長 古賀雷四郎君
建設省道路局長 尾之内 由紀三君
建設省住宅局長 尚 明君
建設省管轄局長 小場 晴夫君

事務局側 常任委員会専門員 中島 博君

本日の會議に付した案件
○建設事業並びに建設諸計画に関する調査
(昭和四十一年度建設省関係の施策及び予算に関する件)

○委員長(中村順三君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

昭和四十一年度建設省関係の施策及び予算に関する件を議題といたします。

初めに、建設大臣から、建設行政の基本施策について、所信を承ります。瀬戸山建設大臣。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 第五十一回國會における委員會議をお願ひするにあたりまして、建設行政の基本的な考え方について、私の所信を申し述べたいと存じます。

すべての國民が希望に満ちた明るい生活を営むことができる豊かな社会をつくるのが政治の理想であります。私は、このような理想を実現するために、産業、経済、文化等のすべてにわたる國民生活の基礎をつくり上げるところに建設行政の使命があると確信しております。

戦後二十年にして、わが国経済は高度の成長を遂げ、國民生活の向上は著しいものがあります。御承知のように、社会の各般にわたりひびきを生ずるとともに、きわめて困難な事態に当面してあります。

ここにおいて、わが国経済の新たな発展を期し、産業活動を円滑にし、豊かな國民生活の実現をはかるためには、まず、立ちおくれの著しい道路その他の社会資本を充実し、住宅を建設し、生活環境施設を整備することが緊要であります。建設行政は、これらの施策の中核をなすものであり、その責務の重大さを痛感する次第であります。

また、建設行政は、長期的見通しのもとに遂行

されなければならないことは申すまでもありません。このため、道路、治水をはじめ各種の長期計画に基づいて諸施策を積極的に推進する所存であります。昭和四十一年度におきましては、特に、立ちおくれの目立つ住宅の建設について新たに五カ年計画を確立してその推進をはかることといたしました。

以下、昭和四十一年度における建設行政の基本施策の重点につきまして申し上げます。

近年著しく改善された衣や食と比べ、住宅事情は、人口の都市集中、世帯の細分化等により依然として不足は大きく立ちおくれを示していることは、御承知のとおりであります。ことに、住宅は國民生活の基礎であり、住宅事情を改善し、國民の要望にこたえることは、政府に課された重大な使命であり、政府といたしましては、長期的見通しの上に立つた抜本的な住宅対策を確立してこれに対処する所存であります。

すなわち、昭和四十一年度から昭和四十五年度までの五カ年間に六百七十万戸、このうち政府施策住宅二百七十万戸の住宅を建設し、國民の待望する「一世帯一住宅」を実現するため、新たに住宅建設五カ年計画を策定することといたしております。

昭和四十一年度におきましては、この長期計画に基づいて、低所得階層及び都市労働者のための公営住宅、日本住宅公団の賃貸住宅、住宅金融公庫の賃貸住宅等の公的賃貸住宅約十二万四千戸を建設することとし、また、中堅所得階層の労働者の持ち家取得の希望にこたえて、公庫融資住宅、公団分譲住宅の戸数を増大し、十五万九千戸の持ち家を建設することとしておりますが、新たに住宅金融公庫において、事業主の協力と相まって産業労働者に持ち家を持たせるための分譲住宅制度を、日本住宅公団において、当初の一定期間は比較的低い額の支払いで済ませることができると

別分譲住宅制度を創設し、所得の低い人でもその努力によって持ち家を取得することができるようにしたと考えております。

このほか、公団住宅及び公庫住宅を通じまして二万五千戸の給与住宅を建設することとしておりますので、建設省所管の政府施策住宅といたしましては、総計約三十三万四千戸建設の予定であります。

さらに、厚生、労働等他省の所管の住宅約十万户の建設が予定されておりますので、昭和四十一年度における政府施策住宅の総建設戸数は四十万四千戸となります。

なお、住みよい住宅とするために規模、設備等の質の向上をはかることとし、公営住宅についてはその大部分に浴室を設けることができるようにし、公団住宅については約七割を三居室以上のものとしたと考えております。

また、これらの住宅の標準建設費の適正化をはかることにより、事業主及び公庫の融資を受けて住宅を建設する者の負担の軽減をはかり、その住宅建設が容易に行なわれるようにいたす所存であります。

最近特に増大している大規模な住宅団地の建設にあたりましては、その良好な生活環境を確保するため、上・下水道施設、教育施設等の整備をはかることとしております。

最近の急増する道路交通需要に対処することにも、国土の総合的な開発と均衡ある発展をはかるためには、全国的な規模における高速道路の建設が最も重要なことであると存じます。このため、全国の主要都市及び開発拠点都市を結ぶ高速自動車国道網をすみやかに策定し、その計画的な建設を推進する方針であります。

昭和四十一年度におきましては、現在建設中の東名及び中央高速自動車国道の建設を促進すると

ともに、昨年建設線の基本計画が決定した富士吉田以西の中央、東北、中国、九州及び北陸の各高速自動車国道について、緊急を要する区間の本格的建設に着手する方針であります。

一般道路につきましては、まず、舗装事業に重点を置くとともに、一般国道のうち元二級国道については、大幅に国の直轄事業としてその整備を促進することといたしております。

また、地域開発の拠点となる都市の幹線街路及び都市内高速道路の整備を促進するとともに、国民の日常生活に直結する重要な市町村道についても、地域開発の推進と生活環境の改善のため、積極的に整備を推進する所存であります。

なお、最近における交通事故の多発に対処して、交通安全施設等整備事業三カ年計画を策定し、交通安全施設を緊急に整備する方針であります。

近年における地価の高騰が住宅用地、公共用地等を確保する上で大きな障害となり、いまや社会経済上の大問題となっていることにかんがみ、地価の安定をはかるための緊急措置として、宅地開発の推進、既成市街地の高度利用による土地の有効利用、土地取得制度の改善、土地に対する税制の改善等の施策を総合的に実施する所存であります。

このため、昭和四十一年度におきましては、日本住宅公団及び住宅金融公庫の宅地開発関係事業を大幅に増大して公的機関による宅地開発を強力に推進するとともに、民間宅地造成事業を促進するため、民間金融機関による融資につき公庫が大幅に保険を行なうこととする等、宅地造成融資の円滑化をはかるための措置を講ずる所存であります。

また、公共施設の整備等に伴う地価上昇による利益の帰属の調整をはかり、あわせて用地取得の促進及び円滑化に資するため、取用する土地の価格は原則として事業認定時を基準として算定することとする方針で土地収用法の改正をはかるとともに、土地の譲渡所得課税制度の改正をはかる所

存であります。

国土の保全と開発をはかり、もって国民生活の安定と向上に資するため、治水事業五箇年計画に基づく事業を強力に推進する所存であります。

五カ年計画の第二年度に当たる昭和四十一年度におきましては、国土保全上または国民経済上重要な河川のうち新たに四十水系を一般水系に指定し、河川の総合的な管理を強化するとともに、経済効果の大きい河川及び災害の頻発する河川の改良工事、東京湾等重要地域における高潮対策事業、低地地域における内水排除施設の整備、総合開発計画に基づく多目的ダムの建設、土砂流出による被害の著しい河川の砂防事業等の促進をはかる所存であります。

また、重要海岸にかかると事業費の国庫負担率を引き上げ、事業の推進をはかるといたしております。

なお、公共土木施設の災害復旧事業は、その性格上一日も早く完成すべきであると考えますので、各種の状況を勘案の上、できるだけその進捗率を高め、早期復旧をはかり、民生の安定に資することといたしております。

東京、大阪等の過密都市問題は、いまや社会的な重大問題として深刻な議論をかもしているところであり、これが基本的打開策としては、広く全国的視野に立つて、大都市地域における人口、産業等の過度集中の抑制、その地方分散の促進、地方開発拠点都市の育成とこれに必要な交通、教育、厚生施設等の受け入れ体制の整備強化等広範な施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

このような観点から、まず、過密都市対策としては、昭和四十一年度より国に都市開発資金融通特別会計を設け、大都市内にある工場の移転と地の買い取りまたは都市計画が決定された公共施設用地の先行取得を行なう地方公共団体に對し、長期かつ低利の資金の貸し付けを行ない、計画的かつ効率的な再開発の推進をはかるとともに、街路、都市高速道路、公共下水道、児童公園等の整

備を一そう強力に推進することといたしております。

また、新たに大都市周辺の河川敷を利用した国民の広場の整備と首都圏における広域緑地の確保のため所要の措置を講ずることといたしております。

また、地方開発上重要な都市その他一般都市につきましても、各種都市施設の整備に一段の努力を傾け、住みよい街づくりを進めてまいる所存であります。

以上建設行政に関する諸施策の概要について申し述べたのでありますが、これらの施策を実施するための昭和四十一年度建設省関係予算は、地方負担額及び財政投融資を含めて一兆三千六百億圓に達することとなります。

これら昭和四十一年度の事業の執行にあたりましては、現下の経済情勢にかんがみ、直轄事業及び補助事業についてその促進をはかり、できるだけこれを上半期に繰り上げて実施し、公共投資の波及効果を最大限に発揮せしめ、景気の回復により効果的に作用するようつとめる所存であります。

何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(中村順道君) 次に、昭和四十一年度建設省関係予算の概要説明を願います。鶴海官房長。

○政府委員(鶴海良一郎君) 建設省関係の昭和四十一年度歳入歳出予算につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、総額について申し上げますと、建設省所管の一般会計歳入歳出予算といたしましては、歳入は三十一億二千八百萬圓、歳出は五千四百七十四億三千九百萬圓であります。歳出におきましては、このほかに、総理府及び労働省の所管予算として計上されておりますが、実質上建設省所管の事業として実施される予定の経費等がありますので、これらを合わせますと、昭和四十一年度の建設省関係予算は六千二百七十七億九千九百萬圓となり、前年度の当初予算に比べ一億二千三百億二

千七百萬圓、また、前年度の補正後の予算に比べ一億九千九百五十萬圓の増加となっております。なお、このほかに国庫債務負担行為として、官庁營繕に五十七億六千九百萬圓、河川等災害復旧事業費補助に百四億五千萬圓を予定いたしております。

次に、特別会計予算の概略を申し上げます。

道路整備特別会計の昭和四十一年度の予算総額は、歳入歳出とも三千九百七十億三千三百萬圓で、前年度の当初予算に比べ四百八十六億五千三百萬圓、また、前年度の補正後の予算に比べ六百一億八千五百萬圓の増であります。うちおもなる財源としましては、一般会計より受け入れとして三千五百七十六億九千五百萬圓、地方公共団体工事費負担金収入として三百三十三億四千二百萬圓、前年度剰余金の受け入れとして八億圓を予定いたしております。

なお、このほかに国庫債務負担行為として、直轄道路政策事業に百八十億圓、街路事業費補助に二十五億圓、首都圏街路事業費補助に二十五億圓を予定いたしております。

次に、治水特別会計であります。本特別会計の昭和四十一年度の予算総額は、歳入歳出とも一千三百五十一億五千八百萬圓で、前年度の当初予算に比べ二百三十三億八千九百萬圓、また、前年度の補正後の予算に比べ百九十五億九千五百萬圓の増となっております。

これを勘定別に分けますと、治水勘定につきましては、総額一千五百五十五億百餘萬圓で、前年度の当初予算に比べ百七十億七千五百萬圓、また、前年度の補正後の予算に比べ百六十三億二千六百餘萬圓の増であります。うちおもなる財源といたしましては、一般会計より受け入れとして九百六十六億七千六百餘萬圓、地方公共団体工事費負担金収入として百二十六億一千九百餘萬圓、前年度剰余金の受け入れとして一億六千餘萬圓を予定いたしております。また、特定多目的ダム建設工事勘定につきましては、総額百九十六億五千七百餘萬圓で、前年度の当初予算に比べ三十三億一千四

百余万元、また、前年度の補正後の予算に比べ三十二億六千八百余万円の増でありまして、うちおもなる財源としては、一般会計より受け入れとして百二十六億九千四百余万円、地方公共団体工事費負担金収入として二十二億九千五百余万円、電気事業者等工事費負担金収入として三十億七千三百余万円、前年度剰余金の受け入れとして五千百余万元を予定いたしております。

なお、このほか、国庫債務負担行為として、直轄河川改修事業に四十一億四千六百万円、首都圏河川改修補助に六億四千万円、直轄砂防事業に五億円、多目的ダム建設事業に九十五億円を予定いたしております。

次に、昭和四十一年度より新たに設置される都市開発資金融通特別会計であります。本特別会計の昭和四十一年度の予算総額は、歳入歳出とも十五億三千六百万円でありまして、うちおもなる財源としては、一般会計より受け入れとして五億円、借入れ金として十億円を予定いたしております。

次に、個々の事業予算の重点について御説明いたします。

第一に、住宅対策について申し上げます。政府といたしましては、国民生活の安定向上と社会福祉の充実をはかるため、現下の住宅事情を改善して、昭和四十五年度までにすべての世帯が安定した住宅生活を営むことができる「一世帯一住宅」を実現することを目標として、住宅対策を強力に推進してまいりておられます。このため昭和四十一年度を初年度とし、昭和四十五年度までの五カ年について、総住宅供給戸数六百七十万戸のうち、政府施策による住宅二百七十万戸を供給する新住宅建設五カ年計画を策定することとしておられます。これに基づきまして、昭和四十一年度においては、政府施策住宅約四十万戸の建設を計画しております。これは戸数において、前年度より約六万戸の増加であります。このほか、特に四十一年度におきましては、建設準備の是正をはかり、住宅の質の向上をはかるため必要な規模の

引き上げ等を行なうこととしておられます。政府施策住宅に対する予算措置としては、公営住宅に對しましては、一般会計予算におきまして四百七億八千二百余万円を予定し、第一種住宅二万八千八百戸、第二種住宅四万三千二百戸、計七万二千戸と過年度災害によるもの三百三十戸の建設に對し、補助することとしておられます。

住宅地区改良事業に對しましては、一般会計予算におきまして三十八億八千三百余万円を予定し、不良住宅の除却、一時収容施設の設置等の地区の整備及び改良住宅四千五百戸の建設並びに住宅改修費に對し、補助することとしておられます。

次に、住宅金融公庫につきましては、資金運用部資金等の借入金一千八百八十一億円のほか回収金等をあわせて一千三百九十二億八千万円の資金及び一般会計からの二十二億八千四百万円の補助金により、十七万四千戸の住宅の建設、六百万坪の宅地の取得、四百二十万坪の宅地の造成等に要する資金の貸し付けを行なうこととしておられます。

また、中高層の公共住宅用店舗等の融資率を引き上げ、新たに産業労働者分譲住宅五千戸及び関連公共施設、公益的施設に對する貸し付けを行なうこととしておられます。

次に、日本住宅公団につきましては、資金運用部資金等の借入金一千四百九十三億円のほか自己資金等を合わせて一千七百二十六億八千八百万円の資金及び一般会計からの十六億一千六百万円の補助金により、賃貸住宅三万二千戸、分譲住宅二万一千戸、計五万三千戸及び住宅併存施設等の建設を行なうとともに、宅地については、二千七百二十五万坪の住宅用地及び六百四十万坪の工業用地の開発事業を行なうほか、研究学園都市の建設を行なうこととしておられます。

第二に宅地対策について申し上げます。最近における宅地の入手難及び地価の高騰に對処するため、宅地供給の大幅な増加をはかることとし、このため日本住宅公団における宅地開発事業及び住宅金融公庫における宅地の取得、造成に對する融資について資金量の増大をはかるとも

に機構の拡充整備を行ない事業の促進につとめることとしておられます。また、地方公共団体及び土地地区面整理組合が実施する土地地区面整理事業方式による宅地造成につきましても資金の融通をはかり、これを推進してまいりておられます。

日本住宅公団につきましては、住宅用地として継続二百七十五万坪、新規五百五十万坪及び工業用地として継続五百九十万坪、新規五十万坪の開発事業を行なうほか、研究学園都市の建設用地の取得等のため新たに二十七億円の債務負担ワクを増加し、従来の債務負担ワクと合わせて八十五億円を限度として債務負担を行ない得ることとしておられます。また、本年度から大規模な宅地開発にあたり関連して必要となる公共施設につきましても整備を行なうこととしておられます。これらに要する資金については、さきに説明しました日本住宅公団の借入れ金等に一括計上されております。

なお、日本住宅公団の宅地債券については、昭和四十一年度におきましては、四十二億円を発行することとしておられます。

次に、住宅金融公庫につきましては、六百万坪の宅地の取得、四百二十万坪の宅地の造成に要する資金の貸し付けを行なうこととしておられます。また、大規模宅地開発に伴う関連公共施設等の建設、整備に要する資金の貸し付けを新たに行なうこととし、融資保険基金一億円を増額し宅地造成に關する融資保険の拡充をはかることとしておられます。これらに要する資金については、さきに説明しました住宅金融公庫の借入れ金等に一括計上されておられます。

なお、住宅金融公庫の宅地債券については、昭和四十一年度におきましては、二十五億円を発行することとしておられます。

以上のほか、過大都市対策として既成市街地内に立地する必要のない工場等の移転を促進し、再開発用地としてそのあと地を買取り、または大都市地域における重要な公共施設の用地を買取り、地方公共団体に對して必要な資金を融資するた

め、都市開発資金融通特別会計を新設し、十五億円を計上いたしております。

また、民間自力による宅地開発の促進をはかるため、土地地区面整理組合に、宅地開発土地面整理事業に必要な資金の無利子貸し付けを行なう地方公共団体に對し、その所要資金の一部を無利子で貸し付ける資金として、一般会計予算において五億五千万円並びに都市における火災その他の災害を防止し、あわせて土地の合理的利用の促進及び環境の整備をはかるため、防災街区造成に對する補助金として、一般会計予算において三億一千万円を予定いたしております。

第三に、道路整備事業について申し上げます。道路整備事業につきましては、最近における道路交通需要の増大に對処し、国土の総合的な開発と均衡ある発展をはかるため、全国的重要都市及び開発拠点都市を結ぶ高速自動車国道網を策定し、その計画的な建設をはかるとともに、地方道、特に市町村道の整備を飛躍的に推進し、あわせて、交通事故増の趨勢に對処するため、交通安全施設の整備を三カ年計画を樹立して緊急に実施することとしておられます。

昭和四十一年度における一般道路事業予算の大部分は、一般国道に二千九百九十九億六千万円、主要地方道に七百六十六億四千九百万円、一般地方道に五百四十六億六千万円、市町村道に三百八十八億八千八百余万円を予定し、これにより約三千二百キロメートルの改良工事と約六千五百キロメートルの舗装工事を実施することとしておられます。

次に、昭和四十一年度予算の重点項目について申し上げます。

一般国道につきましては、交通上の隘路となつてゐる緊急を要する区間の二次改築を重点的に進めるとともに、特に元二級国道の内地十八路線につき新たに追加して国の直轄改築工事を行うこととし、このため五十八億二千万円を計上いたしております。

置いて整備の促進をすることとしておりますが、特に山村振興法に基づく市町村道の整備を含め、国民の生活基盤と密接な関係のある市町村道を重点的に整備することとし、このため市町村道整備費として六十九億六千万円を計上いたしております。

さらに、最近における交通事故の激増の状況にかんがみ、昭和四十一年度から新たに交通安全施設整備事業に関する緊急措置法を制定し、三カ年計画によって、横断歩道橋、歩道、分離帯、ガードレール、道路照明等の交通安全施設を緊急に整備することとし、六十八億四千五百万円を計上いたしております。

また、街路事業の予算につきましては、さきに説明しました道路関係予算に八百五億七千九百万円が含まれておりますが、これにより道路改良、橋梁整備及び舗装新設の街路事業を実施して、都市内交通の円滑化をはかるほか、人家の密集した地区で幹線街路の整備と、市街地の合理的利用を必要とする地区において、都市改造土地画整理事業と、市街地改造事業を実施することとしたしております。

なお、万国博覧会関連街路の整備につきましても重点的に実施する予定にいたしております。

次に、有料道路について申し上げます。

まず、日本道路公団につきましては、道路整備特別会計からの出資金百五十四億円のほか、借り入れ金等を含めて一千六百三十五億八百万円の資金により事業を行なうこととしており、高速自動車国道については東名高速道路及び中央高速道路東京―富士吉田間の建設の促進をはかることとし、国土開発縦貫自動車道については、路線が決定している東北、中国、九州、北陸及び中央自動車道富士吉田―小牧間の五路線のうち、緊急を要する区間の建設に着手する予定であります。また、一般有料道路については、天草連絡道路等三路線を完成するとともに、大阪天理道路、北九州道路等の工事を進め、東名阪道路等の新規の事業にも着手する予定であります。

次に、首都高速道路公団につきましては、道路整備特別会計からの出資金九億円、地方公共団体からの出資金九億円のほか、借り入れ金等を含めて四百七十四億三千八百百万円の資金により事業を行なうこととしており、すでに実施している七路線の建設をさらに促進し、このうち、一号线羽田―環状八号線間及び五号線竹平町―四神田間を完成するほか、新規に、江東江戸川線に着手する予定であります。

次に、阪神高速道路公団につきましては、道路整備特別会計からの出資金十六億円、地方公共団体からの出資金十六億円のほか、借り入れ金等を含めて三百八億七千七百百万円の資金により事業を行なうこととしており、すでに実施している六路線の建設をさらに促進し、このうち、大阪一号线道頓堀―なんば間及び梅田―加島町間と神戸一号线京橋―柳原間を完成するほか、新規に、堺市道一号线に着手する予定であります。

第四に、治水事業について申し上げます。

政府におきましては、国土の保全と民生の安定を期する見地から、昭和四十年度を初年度とする総投資規模一兆一千億円の治水事業五カ年計画を策定し、鋭意、治水事業の促進をはかることとしております。

昭和四十一年度におきましては、治水事業五カ年計画の第二年度として、河川、多目的ダム、砂防及び水資源開発の各事業について緊急施行を要する事業の促進をはかることとしており、また、一級河川水系としては、すでに指定済みの十五水系に加えて新たに、四十水系を指定する予定であります。

昭和四十一年度の治水事業関係予算のおもなものは、治水特別会計において、河川事業に七百二十四億一千九百万円、多目的ダム建設事業に二百三十九億二千九百万円、砂防事業に二百四十三億八千七百万円、水資源開発公団交付金に六十二億六千九百万円、一般会計において、海岸事業に四十三億六千五百余万円、チリ地震津波災害地域対策事業に二億九千九百万円を予定いたしております。

ります。

まず、河川事業につきましては、経済効果の大きい重要な河川、放水路工事、災害の頻発する河川の改修工事、東京湾・大阪湾等重要地域における高潮対策、大規模な引き堤工事、排水路工事及び低地地域における内水排除施設の整備等に重点を置いて事業の促進をはかる方針であります。すなわち、直轄事業については、一級河川六十七河川、二級河川三十四河川及び北海道特殊河川として十六河川の改修事業を継続して施行し、さらに、新規に、北海道特殊河川一河川の改修に着手する予定であります。

補助事業については、中小河川改修事業として継続施行中の四百四十四河川のほか、緊急に改修を要する三十二河川を新規に採択するとともに、小規模河川改修事業として継続施行中の四百二十八河川のほか、新規に、七十三河川の着工を予定いたしております。

高潮対策事業については、東京地区及び大阪地区（谷川兵庫地区）について、前年度に引き続き、事業を実施する予定であります。

次に、多目的ダム建設事業につきましては、治水効果及び諸用水需要の増大を考慮して事業の促進をはかることとしております。すなわち、直轄事業では、建設工事として十一ダムを継続して施行するほか、新規に、名取川釜房ダム及び緑川緑川ダムの二ダムを施行することとし、また、実施計画調査として二ダムを継続して調査するほか、新規に、江の川下土師ダム等、三ダムの調査に着手することとしております。

補助事業としては、建設工事として十五ダムを継続して施行するほか、新規に、馬見ヶ崎川蔵王ダム等五ダムを施行することとし、また、実施計画調査として五ダムを継続して調査するほか、新規に、粕毛川素波里ダム等八ダムの調査に着手することとしております。

また、水資源開発公団において行なう利根川、淀川及び木曾川の水資源開発事業については、継続施行中の利根川矢木沢ダム等七ダムのほか、新

規に、長良川河口せきに着手することとし、これらのダムの建設費の治水負担分として交付金を交付し、その促進をはかることとしていたしております。

なお、昭和四十一年度より、新規に、河水の広域的な高度利用計画に関する直轄調査を実施する予定であります。

次に、砂防事業につきましては、直轄事業として継続施行中の二十六河川及び直轄地すべり対策事業として継続施行中の四河川について事業を実施することとし、補助事業として、特に重要な河川及び災害発生しやすい河川に重点を置いて施行することとし、都市周辺及び重要地域における予防砂防を実施することとしていたしております。

次に、海岸事業につきましては、近年頻発する海岸災害の被害状況にかんがみ、重要な地域における海岸保全施設の整備に重点を置くこととし、特に重要な海岸については、国の負担率を引き上げることにいたしております。

直轄事業については、継続施行中の九海岸の事業の促進をはかり、補助事業についても同様の方針のもとに高潮対策事業、浸蝕対策事業として継続施行中の百十六海岸のほか、新規に、四十五海岸を予定いたしております。

第五に、災害復旧対策関係予算について申し上げます。

災害復旧対策関係予算の総額は六百四十一億六千八百余万円でありまして、その内訳は、災害復旧事業費五百七十四億七千三百余万円、災害関連事業費六十三億二千余万円、鉱害復旧事業費三億七千三百余万円でありまして、

そのおもな内容を申し上げますと、まず、災害復旧事業費につきましては、直轄災害は内地二カ年、北海道三カ年復旧の方針に基づき、三十九年災は完了し、四十年災は内地分は完了し、北海道分は八〇％の進捗をはかることとしていたしております。

補助災害については、緊要事業は三カ年、全体として四カ年で復旧する方針のもとに事業の進捗を

はかることとしております。

また、災害関連事業につきましては、災害復旧事業とあわせて適切な実施をはかり、再度の災害を防止するため効果をおとすこととしております。

第六に、都市計画事業について申し上げます。

昭和四十一年度における都市計画事業関係予算は一千九百三十八万円であります。このうち、街路関係事業の予算額は、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団に対する出資金二十五億円を含め八百三十億七千九百万円でありまして、これにつきましては、さきに説明しました道路整備特別会計に計上されております。

次に、一般会計に計上されております都市計画事業の予算額は百七十八億五千九百万円でありまして、これにより公園及び下水道の整備の促進をはかり、新たに、古都保存事業費及び首都圏広域緑地保全事業費を計上するとともに、過密都市対策の一環として市街地の再開発等を強力に推進するため、都市開発資金融通特別会計を設置することとしております。

公園関係の予算額は十億円であります。これにより国営公園、都市公園及び墓園の整備をはかるとともに、新たに、河川敷を公園緑地として整備することとしております。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の成立に伴う古都保存事業費としての予算額は二億円であります。これにより古都の保存に對し適切な措置をとることとしております。

また、首都圏の近郊整備地帯内における計画的整備をはかるため、広域緑地を確保いたすこととし、その予算として二億円を計上いたしております。

さらに、下水道関係の予算額は百五十九億五千九百万円でありまして、これにより事業の緊要性にかんがみ、汚濁対策事業の促進、流域下水道の推進に重点を置き、下水道の整備をはかることとしております。

次に、都市開発資金融通特別会計につきましては、一般会計からの繰り入れ金五億円のほか、資金運用部からの借り入れ金十億円とを合わせて、十五億円の資金の貸し付けを行なうこととし、昭和四十一年度は、工場等の移転と地の買い取りに重点を置くこととして申し上げます。

第七に、官庁官舎について申し上げます。建設省で実施いたします官舎のうち、建設省所管予算として計上されております額は百二十二億二千百万円でありまして、これにより中央官庁、地方及び港湾合同庁舎の建設、その他一般官舎の建てかえ等を実施することとして申し上げます。

以上をもちまして、昭和四十一年度の建設省関係の一般会計予算及び特別会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(中村順造君) 引き続き部局別予算の説明を聴取することといたします。

まず、大臣官房関係の説明をお願いします。鶴海官房長。

○政府委員(鶴海良一郎君) 大臣官房所管予算の概要を御説明いたします。

昭和四十一年度におきます大臣官房関係の予算総額は十九億八千六百九十八万円でございまして、前年度の十八億一千三百三十三万に對しまして一億七千六百八十五万円の増であります。内訳を申し上げますと、本省職員の人件費等十九億七千四百十三万円でございまして、そのほか、各種審議会の運営費七百四十六万が計上されております。

次に、附屬機関の予算について概況を御説明申し上げます。

まず、国土地理院でございまして、昭和四十一年度におきます国土地理院の予算総額は十五億九千五百四十万円でございまして、前年度予算十四億四千九百三十七万に對しまして一億四千五百七十二万円の増でございまして、この予算のうち、おもなものは国土基本図等作成に必要な経費でございまして、四十一年度予算は七億二千九百二十八万

円でございまして、前年度予算六億二千五百六十五万に對しまして一億三百六十三万円の増となっております。この経費は、国土の総合開発及び土地の高度利用等に資しますために、二千五百分の一及び五千分の一の地形図を作成いたしますとともに、国土の全域につきまして、二万五千分の一の地形図の作成を促進するために必要な経費でございまして、

次に、土木研究所の予算でございまして、昭和四十一年度におきます土木研究所の予算は三億五千四百九十四万円でございまして、前年度予算三億八千六百八十八万に對しまして四千六百八十八万円の増でございまして、この予算のおもなものは、土木関係の研究費一億三千七百五十九万でございまして、この研究費は、土木技術の基本的研究と困難な研究調査に對する技術的問題を解明いたしまして、土木技術の向上と工事費の節減をはかるためのものでございまして、

次に、建築研究費の予算について申し上げます。昭和四十一年度におきます建築研究費の予算総額は二億三千五百二十九万円でございまして、前年度予算二億九百七十四万に對しまして二千六百二十一万円の増でございまして、

以上の予算のうちおもなものは、建築関係の研究費八千九百九十九万、それと国際地盤工学の研究、研究に關する経費千三百六十六万でございまして、建築関係研究費は、建築の材料、構造、施工、設計計画、建築基準法等関係法規の改正並びに公営住宅、環境衛生その他の建築物の設計の施工の合理化をはかるためのものでございまして、また、国際地盤工学研究及び研究経費は、中近東、東南アジア等の地震国間の留学生に對する地盤工学の研究とし、その分野におきます国際協力を積極的に推進するためのものでございまして、

次に、建設大学の予算について申し上げます。昭和四十一年度におきます建設大学の予算総額は四千七百三十九万円でございまして、前年度予算四千三百八十八万に對しまして七百五十一万の増でございまして、この経費は、建設事業の増大に對

処いたしまして、建設省なりあるいは都道府県土木建築関係の職員等の資質の向上をはかるために、これらの職員に對しまして研究を実施するために必要な経費であります。

以上、官房及び附屬機関の予算の概要を御説明申し上げます。

○委員長(中村順造君) 次に、計画局の説明をお願いします。志村計画局長。

○政府委員(志村清一君) 計画局の四十一年度予算案の御説明を申し上げます。

四十一年度予算案は、七億六千二百百万円でございまして、四十年度に比較いたしますと、一七%の増になっております。このほかに財政投融資等といたしまして、住宅金融公庫、住宅公団等の行ないます宅地開発事業の予算がございまして、それらのおもな事項につきましては、お手元にお配りいたしてございまして、計画局関係予算説明資料を御参照願いたいと存じます。

重点事項は、まず、宅地対策の推進でございまして、宅地開発事業の拡大につきましては、日本住宅公団の宅地開発事業につきまして、予算額といたしましては六四%増、施行面積といたしましては六百万坪の増といたしてございまして、特に新規の宅地開発につきましては、百万坪の増という予算にいたしてございまして、

住宅金融公庫の行ないます宅地の取得並びに造成に對する融資につきましては、予算額といたしましては三四%の増、規模といたしましては百六十万坪の増といたしてございまして、

次に、宅地が大規模に開発されるにあたりましては、関連の公共施設及び公益施設の整備が大きな問題でございまして、日本住宅公団が六億円の事業費を計上して、みずから施行することといたすとともに、これらの施設を公共団体に低利資金を融通する措置といたしまして、住宅金融公庫に五億円の事業費を計上いたしてございまして、また、民間の宅地造成事業を推進するために、住宅金融公庫の融資保険基金に一億円を出資増いたしまして、宅地造成に關する融資保険の拡充をはか

ることとしております。

次に、区画整理に関する措置でございますが、地方公共団体が行ないます宅地造成区画整理事業につきましては、起債三十五億円を計上いたしております。また、土地区画整理組合の施行いたします宅地造成区画整理事業におきましては、無利子の貸し付け金十一億円を融資する措置をとりまして、そのうちの半額でございます五億五千万円を国費として計上いたしております次第でございます。また、宅地に関する調査が大いに必要でございますので、四十一年度は宅地の基礎的調査を起し、地価指数の作成等を行なうことにいたしました。地価調査につきましては、四十一年度は四十年度の地価調査に計上いたしまして、地価調査の推進をはかるものとしております。

次の重点項目の一つとしていたしましては、建設業の振興でございますが、特に建設業の海外活動を促進するために、四十年度におきまして、スマトラ・ハイウェイの調査費を計上いたしました。四十一年度は、引き続きこの調査の費用を計上いたしますとともに、新たに建設コンサルタンツの海外活動を振興するための補助金を計上いたしてございます。

次に、産業開発青年隊の問題でございますが、建設技能者不足対策及び青少年対策の一環として、建設技術訓練を行なう組織といたしまして、青年隊につきましては、四十一年度におきましても、中央訓練所及び地方隊関係の施設の整備、訓練内容の充実をはかることとしております。

以上簡単にございますが、計画局関係予算の説明を終わります。

○委員長(中村順造君) 次に、河川局の説明を願います。古賀河川局長。

○政府委員(古賀雷四郎君) 四十一年度予算につきましては補足説明を申し上げます。お手元に四十一年度の治水関係予算としてパンフレットを上げておりますので、それを御参照願いたいと思いま

す。

第一ページに、河川局関係の総事業費及び国費が書いてございます。事業費にして二千四百十五億四千百万円でございまして、その内訳は、治水事業千五百二十六億二千四百百万円、海岸事業七十三億五千五百百万円、災害復旧関係事業八百十五億六千二百百万円でございます。その内訳につきましては、二ページ、三ページの表に書いてあります。治水事業、海岸事業、災害復旧事業等に分けて、それぞれに四十年度当初、補正後並びに四十一年度の事業費、国費、比較増減、伸び率等が書いてありますので、御参照願いたいと思っております。

なお、この欄で河川とダムにつきましては、事業費と国費の伸び率が若干違いますのは、一級水系の指定の関係でございます。

詳細の説明は省略させていただきます。

次に、各事業ごとに簡単に補足説明させていただきます。

治水事業につきましては、四十一年度は、治水事業五カ年計画の第二年度目として、事業費にして総額千五百二十六億円を計上しております。前年度に比し伸び率は一四％になっております。これによりまして、五ページにありますように、五カ年計画に對する四十一年度末の事業費としての支出額は二千八百六十五億円となりまして、その進捗率は三三・七％となります。計画の年率が、五カ年計画におきまして三三・一％になりますので、約〇・六％の進捗をいたしたことになります。

次に、一級水系を四十水系新たに指定する予定であります。これによる国庫負担の増は約二十九億円でございます。なお、治水事業に對する地方負担額は、四十年度で四百十七億円、四十一年度で四百三十二億円でございます。十五億円の増額を示しております。地方負担の伸び率は四％でございます。事業費の伸びは一四％に對しまして地方負担額は四％にとどまっておりますということでありまして、

たいただきますが、八ページの最後の砂防事業の上のところに、広域水利調査というのが掲げてござい

ます。これにつきましては、最近における各種用水の逼迫した事態に對処して長期的計画的な水資源の開発利用をはかる必要があると考えられますので、主要地域における河川につきまして水利に関する調査を行ないまして、主として各水系における開発、水資源の開発可能量の調査並びにそれを導水する地域に對しまして開発コストの算定等を行なうていきたいというふうに考えております。長期的な広域水利の策定する基本構想として資料をまとめていきたいというふうに考えております。四十一年度におきましては、新規といたしまして予算三千万円を予定いたしまして実情の逼迫した京浜、京葉、中京、阪神、北部九州等につきまして実施したいというふうに考えております。

なお、広域水利のほかに、河川総合開発事業調査費として、特に昨年度、四十年度の災害にかんがみまして、水系の一貫した治水計画のもとに球磨川、九頭龍川等につきましてそれぞれダム調査を促進いたしまして、早急に着工をはかりたいと考えております。

それから海岸事業でございますが、海岸事業の国庫負担率引き上げについては、事業の円滑な実施をはかるため、直轄、補助事業を問わず、特定な海岸にかかると事業の国庫負担率を、従来二分の一でありましたものを三分の二に引き上げることにしてあります。これら特定海岸は政令で定めることになっております。なお、この措置は海岸法の一部改正を要しますので、海岸法の一部を改正する法律案を提出しまして御審議を願うことになつておりますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

なお、チリ地震津波対策事業につきましては、本年度完了する予定にしております。それから災害復旧事業でございますが、災害復旧事業につきましては、資料のパンフレットの二、三ページにつきまして書いてございます。

これは予算的な関係でございます。進捗率その他を掲げてございます。

詳細の説明は省略させていただきますが、三十八年災はすべて完了いたしましたが、三十九年災につきましては、二十四億五千万円の国庫債務負担行為を計上いたしまして、予算における進捗度八八％に對して、さらに五％の追加契約ができるということになりまして、契約進捗率は九三％となることになっております。四十一年度につきましては、さらに八十億円の国庫債務負担行為をいたしまして、予算における進捗率七〇％に對しまして、一〇％の余分の契約ができるということになりまして、契約進捗率は八〇％となる予定でございます。

以上簡単に御報告申し上げます。

○委員長(中村順造君) 次に、道路局の説明を願います。尾之内道路局長。

○政府委員(尾之内由紀夫君) お手元にございまして昭和四十一年度道路整備特別会計予算説明資料、これで簡単に補足させていただきます。

数字につきましては、先ほど總括的に御説明がございましたので省略させていただきますが、道路整備の重点といたしましては、一ページにございますように、第一番目に高速自動車国道の建設の促進でございます。これは現在すでに着工いたしております東名高速道路及び中央高速道路が、それぞれ予定の時期に完了できるように建設を促進いたします。このため東名高速道路におきましては六百六十億円、中央高速道路におきましては百七十八億円の工事費で計画をいたしております。また、本年より着工予定にしております東北自動車道ほか四自動車道につきましては、四十一年度は九十億円の事業規模をもちまして、緊急に主として用地取得にかかりたい、かように考えております。

なお、このほかに五道につきましては百億円の債務負担、また東名、中央につきましては二百億円の債務負担が認められております。

次に、二ページにございまして一般国道及び地方

道の整備でございますが、先ほどお話がございましたように、特に舗装に重点を置きまして整備を行なうと思っております。昭和四十一年度の舗装は、元の二級国道につきましても約千五百キロメートル、地方主要道路につきましても約千七百キロメートル、一般地方道におきましても約千七百キロメートル、合計六千五百キロメートルの舗装を実施いたしたい、かように考えております。

二級国道の改築事業につきましては、大幅に国の直轄事業に移すということで、先ほど御説明がございましたとおりでございます。

次に、一般国道のうち交通上の隘路になっております区間のバイパスにつきましても、重点的にその促進をはかりますが、大体直轄事業でやっておりますこのようなバイパス工事は、本年に比べまして、おおむね九〇％の伸びでございます。伸びといいますが、若千下回る規模でございます。その規模で重点的にバイパスをやりたい、こういう考えでございます。

都道府県道の改築につきましては、重要な中央幹線、地方幹線の開発を促進するための重要路線と奥地開発促進上必要な路線等に重点を置いて行ないますが、大体本年度に比べまして三七％の伸びを期待いたしております。

市町村道の改築につきましては、四十一年度は、特に市町村道の整備に重点を置いておりますが、従来行なっておりました離島その他の関係の市町村道のはかに、山村振興上必要な市町村道、あるいは住宅団地等に関連いたします市町村道、あるいは定期バス路線等、国民生活に非常に密接に関係がございまして市町村道の整備、それらに百億を考へておりますが、そのほか、街路関係の費用を含めまして、全体で四百七十八億円を計上いたしております。

次に、街路関係は、後ほど都市局長から御説明がございしますが、三ページにございまして交通安全施設の整備、これはまたあらためて、新しい交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の法案を御提出申し上げるつもりでございますので、それ

について御審議をいただくことになっておりますが、これは主としてここにございまして、歩道橋、歩道、分離帯、ガードレール、道路照明、標識等の交通安全施設の整備等を、国家公安委員会のほうと、それから建設省関係の道路管理者と共同いたしまして整備促進し、交通安全の対策とする、こういうことで、昭和四十一年度は、建設省関係百億円、警察庁関係八億五千万円をもちまして行ないますが、おおむね六百億の規模の事業を考へております。あらためてこれは御審議いただく機会があろうかと思っております。

そのほか、重要調査関係といたしまして、本州四国の連絡架橋調査、これに四億五千万円、東京湾環状道路の調査に四億六千万円、第二関門連絡道路等の調査に三千万円、その他、縦貫道の調査費として、継続して二億八千万円を考へております。

最後に、積雪寒冷地域及び豪雪地域における道路交通の確保をはかるために、従来に引き続きまして積雪道路事業を拡大強化いたしますが、特に除雪、凍雪害対策に重点を置いております。前年に比べまして三一％の伸びを予定しております。以上のとおりでございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(中村順道君) 次に、都市局の説明をお願いします。竹内都市局長。

○政府委員(竹内藤男君) 都市局が所管いたしております事業の昭和四十一年度の予算額は一千九億八千万円でございます。このうち、道路整備特別会計に計上されております街路関係の予算額は、ただいま道路局長から御説明がございましたけれども、資料の六ページ、七ページのところに、街路であつておりますように、八百五億七千九百万円でございます。前年に比し一六％の増となっております。この事業の実施にあたりましては、このパンフレットの二ページ三ページのところの街路のところに書いてございしますように、交通上の隘路となつてゐる街路の整備、高速道路

あるいは国道バイパス等の主要道路の建設と関連します街路、あるいは新市街地開発等に関連して必要な街路の整備並びに万国博覧会の開催に関連して必要な大阪及びその周辺の関連街路の整備の促進に重点を置くことといたしてございます。なお、先ほどの六ページ、七ページにございしますように、道路整備特別会計には、街路関係の予算のほかに首都高速道路公団並びに阪神高速道路公団に対する政府の出資金が二十五億円計上してございます。四十一年度におきまして首都高速道路の建設事業の関係は、一七ページの支出のところに建設費というところに書いてございしますように、三百二十三億五千万円でございます。これをもちましてすでに着工いたしております首都高速一号线から六号線までの六路線及び高速横浜羽田空港線の以上七路線の建設をさらに促進し、新たに江東江川線に着手する予定でございます。

次に、阪神高速道路公団の建設事業でございますが、このパンフレットの一九ページの支出のところでございますように、二百五十億四千五百万円でございます。これをもちまして現在着工いたしております大阪一号线から四号線までの四路線と、神戸一号线及び大阪池田線という、以上六路線の建設を促進いたしますとともに、新たに堺市道一号线に着手する予定でございます。

次に、一般会計に計上されております都市計画事業の予算について申し上げます。これは別の資料、都市計画事業予算説明資料というパンフレットが別に配つてございします。これは第一ページにございしますように、都市計画事業の予算は百七十八億五千九百万円でございます。そのうち、公園関係でございしますが、これは公園事業と古都保存事業と首都圏広域緑地保全事業と分けてございしますが、そのうち、公園事業の予算額は十四億円でございます。前年に比し八二％の増加となっております。この事業の実施につきましては、まず国営公園でございしますが、三ページに書いてございしますように、麗ヶ岡公園事業を四十一年度をもって完成させるとともに、北の丸公

園につきましては、四十三年度完成を目途に既存建物の除去、園路の整備並びに植栽等の実施を促進することといたしてございます。

次に補助公園でございしますが、補助公園につきましては、まず児童公園の整備に重点を置いております。児童の遊び場の不足解消及び路上遊戯による交通事故の防止をはかりますために、市街地内の児童公園の整備を特に促進することといたしてございまして、この予算は前年の二・二倍といたしてございます。

公園事業の重点の第二は、河川敷緑地の整備でございます。大都市における公園の整備の立ちおくれを応急的に取り戻し国民の体力づくり等に資するため、新規に多摩川、荒川及び新淀川等の河川敷を公園緑地として整備促進することに重点を置いてございます。

以上、公園事業のほかに、新たに古都における歴史的風土の保存に関する法律に基づきます古都保存のために二億円、首都圏における広域緑地の保全のため計画的整備をはかるための広域緑地の保全について二億円の予算を計上してございします。これによりまして建築行為等を制限することによる損失の補償及び土地の買入れ等を行なわせることにいたしてございます。

次は、下水道関係について申し上げます。下水道の予算額は、下水道整備五カ年計画の第四年目の予算でございまして、前年度に比しまして三七％増の百五十九億五千九百万円を計上いたしております。これによりまして、公共下水道、都市下水路及び特別都市下水路を整備拡充することといたしてございします。これによりまして、四十一年度末における公共下水道の市街地面積に対する普及率は、おおむね二四％となる予定であります。

下水道事業の実施にあたりましては、隅田川、多摩川、荒川等の汚濁対策事業の促進、寝屋川及び荒川流域における流域下水道事業の促進及び地方都市、特に受益者負担金徴収都市の下水道事業及び新市街地の開発を実施している地域における下水道事業の促進並びに小規模市街地における公

共下水道の整備に重点を置いてその推進をはかることといたしております。

最後に、都市開発資金特別会計でございますが、この特別会計は、大都市の工場等の移転と地の買い取り及び重要都市施設用地の買い取りを行なう資金を地方公共団体に貸し付けるためのものであります。昭和四十一年度は、十五億円の資金をもちまして東京及び大阪の工場等の移転と地の買い取りに重点を置き実施することといたしております。

以上でございます。

○委員長(中村順造君) 次に、住宅局の説明をお願いします。尚住宅局長。

○政府委員(高田君) 住宅局関係の予算につきまして、補正説明させていただきます。

まず、予算額は、一般会計で四百九十億、それから財政投融資計画で、自己資金等を含まして三千二百二十億、合計いたしまして三千六百十億になります。これは前年度と比較しまして四二%の増加でございます。

次に、建設戸数の計画を御説明申し上げます。御承知のように昭和四十一年度の住宅建設計画は、新五カ年計画の第一年度として計画されたものでございますが、公営住宅を七万二千三百三十戸、改良住宅を四万五千戸、公庫住宅を十七万四千戸、公団住宅を五万三千戸、建設省関係合計いたしまして、三十万三千八百三十戸を計画いたしておる次第でございます。

次に、各事業につきまして、要点を御説明申し上げます。

まず、公営住宅建設事業でございますが、室の改善といたしまして、第二種公営住宅の二階建て以上のものにつきまして半坪の規模増を行ないました。この結果、大部分の公営住宅につきましては、浴室を設けることが可能になった次第でございます。また、建設事業の円滑化を推進するために、単価の増加をはかっておりますが、前年に比較しまして、工事費につきまして七%ないし一六%、用地費につきまして一五%の引き上げを行なっております。なお、地方債の計画のほうで、

一般事業債百十一億、特別事業債百五十五億、合計二百六十六億が見込まれております。その結果、在来の起債充当率四五%が九〇%に引き上げられる見込みでございます。地方公共団体の負担は大幅に軽減される見込みでございます。

次に、住宅地区改良事業について御説明申し上げます。

まず、住宅の規模を一坪増加いたしまして十一・五坪といたしました。また、単価につきまして、工事費八%、用地費一五%の引き上げを行ないました。そのほか、住宅地区内の整備をはかるため、地区内道路、児童遊園、集会所等の敷地につきまして、新たに補助する道を開きました。さらに、主として同和地区内の不良化した住宅の改修に対しまして、地方公共団体が長期低利融資を行ないます場合に、その資金の一部を補助する制度を新たに設けました。

次に、住宅金融公庫でございます。住宅金融公庫につきましては、主体工事費を三%ないし九%引き上げ、用地費を一五%引き上げました。

そのほか、共同住宅として建設する分譲住宅につきましては、規模を〇・五坪引き上げて十五・五坪といたしました。また、中高層の公共用住宅の下の部分に建設されます店舗等の貸し付けにつきましては、建設単価を十萬四千円に引き上げるとともに、融資率を八〇%から九〇%に引き上げました。不燃立休の推進をはかりました。また、新たに産業労働者分譲住宅制度を新設いたしました。これに五千戸を予定いたしております。さらに、団地関連の公共施設といたしまして、学校、道路、公園、上下水道、幼稚園、保育所等に対する融資の道を開いた次第でございます。

次に、住宅公団につきまして御説明申し上げます。住宅公団におきましては、まず、分譲住宅の規模を一坪引き上げて十七坪といたしました。また、賃貸住宅等の坪数を半坪引き上げて十五・五坪にいたしました。それから公団住宅におきましては、分譲住宅を前年より七千戸ふやしまして、二万一千戸にいた

しておりますが、そのうち五千戸につきましては、新たな形式による長期割賦の特別分譲住宅制度を発見いたしました。これに五千戸を充て、持ち家取得を容易にする方途を講じました。

その他、関連公共施設等の建設につきまして、その予算の増加をはかった次第でございます。

以上簡単に御説明申し上げます。

○委員長(中村順造君) 次に、官公庁の説明をお願いします。小島官公庁長。

○政府委員(小島晴夫君) お手元の昭和四十一年度の官庁官公庁関係予算説明書によりまして補正説明申し上げます。

所管予算としまして建設省に計上されました官庁官公庁関係予算は百二十二億二千七百九十九万円でございまして、前年度の予算額百四億二百八十四万四千円に對しまして十八億一千八百九十五万円の増加になっております。このほか、国庫債務負担行為は五十七億六千九百九十九万四千円計上しております。このほか内訳は、次の二ページで御説明申し上げます。

まず、中央官庁についてでございますが、中央合同第三号館、厚生省統計調査部、こういふような各件につきまして二十八億九千六百八十八万三千円でございます。

次に、地方合同庁舎についてでございます。札幌第二地方合同庁舎は九件、二十一億二千九百八十二万二千円でございます。

港灣合同でございますが、函館港灣合同等二十件につきまして十四億七千七百二十万二千円でありまして、特別修繕あるいは暖房設備整備というような施設の特別整備につきまして五億七千万、またそのほか、一般庁舎等につきまして五十億一千二百二十万、これが工事費でございます。これに要します付帯事務費は二億九千四百三十三万五千円計上されております。

この詳細の内訳は省略させていただきますが、ほかに国庫債務負担行為として五十七億六千九百九十九万、この内訳は一〇ページをのぞいていただきます。

いのでございますが、総理府第二合同庁舎等第一期工事につきまして九件計上されております。これによりまして工事の早期完成、円滑なる実施が期待できる所存でございます。

以上簡単に御説明申し上げます。

○委員長(中村順造君) 本日はこの程度にし、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

法案

一、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案

一、住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金金融法の一部を改正する法律案

一、日本住宅公団法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案

法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣)をいう。

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」

とは、前条の目的を達成するため、次条の規定により指定された道路について、この法律で定めるところに従って行なわれる次に掲げる事業をいう。ただし、道路の改築（第二号イに規定する道路の改築を除く。）に伴って行なわれるものを除く。

一 都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）が同法の規定に基づいて行なう信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

二 道路管理者が道路法の規定に基づいて行なう次に掲げる事業

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行なう歩道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業

ロ 道路標識、さく、街燈その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

（交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定）

第三条 国家公安委員会及び建設大臣は、道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して総理府令・建設省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、昭和四十一年度以降の三箇年間に於いて交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定するものとする。

2 国家公安委員会及び建設大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県公安委員会及び当該道路の道路管理者の意見をきかなければならない。

3 国家公安委員会及び建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、総理府令・建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（交通安全施設等整備事業三箇年計画）

（交通安全施設等整備事業三箇年計画）

（交通安全施設等整備事業三箇年計画）

第四条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により昭和四十一年度以降の三箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画（以下「交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。）の案を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3 交通安全施設等整備事業三箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三箇年間に於ける交通安全施設等整備事業の実施の目標

二 三箇年間に於ける交通安全施設等整備事業の量

4 国家公安委員会及び建設大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、交通安全施設等整備事業三箇年計画を公表しなければならない。

5 前四項の規定は、交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

（交通安全施設等整備事業の実施計画）

第五条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、交通安全施設等整備事業三箇年計画に即して、総理府令・建設省令で定めるところにより、協議により交通安全施設等整備事業の実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

3 国家公安委員会又は建設大臣は、第一項の実施計画が交通安全施設等整備事業三箇年計画に照らして適当でないとき、それぞれ都道府県公安委員会又は道路管理者に、その変更を指示することができる。この場合においては、国家公安委員会及び建設大臣は、あらかじめ、相互に調整を図らなければならない。

（交通安全施設等整備事業の実施）

第六条 都道府県公安委員会又は道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

（費用の負担又は補助の特例）

第七条 道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一をその費用を負担する地方公共団体に對して補助する。

4 道路法第八十八条第一項の規定により国が道路に関する費用の全額を負担する道路については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第一項本文及び第二項本文、第五十六条並びに第八十五条第三項の規定は、適用しない。

（権限の委任）

第八条 第五條第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

（道路整備特別会計法の一部改正）

2 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第八十一号）第二十二條第一項を、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第八十一号）第二十二條第一項又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第 号）第七條第一項に改める。

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金通法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金通法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部改正

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九條中「六人」を「七人」に改める。

第十二條の二を次のように改める。

（役員欠格事項）

第十二條の二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることできない。

第十七條第二項中「必要な資金を」の下に、「同項第三号又は第四号に掲げる者が、住宅の建設とあわせて幼稚園又は保護者の委託を受けてその乳児若しくは幼児を保育することを目的とするその他の施設（第四項第二号に規定する関連利便施設に該当するものを除くものとし、以下「幼稚園等」という。）の建設を必要とする場合において、幼稚園等の建設に必要な資金（幼稚園等の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。第三十五條の第三項において同じ。）を、それぞれを加え、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に改め、「住宅」の下に「又は幼稚園等」を加え、同条第四項中「行」に「又は幼稚園等」を加え、同条第四項中「行」

含む。にあつては、年六分五厘を加え、同条第四項の表及び第五項の表中「貸付金の」を削る。

第二十一条の第三項中「但し」を「ただし」に、「第四号」を「第三号若しくは第四号」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に、「貸付」を「貸付け」に、「但し」を「ただし」に、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に改め、同条第二号中「目的たる住宅」の下に、「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」を加え、同条第八号中「住宅部分以外の部分」を削り、同条第九号中「第十七条第一項の下に」若しくは「第二項を加え、同項第三号」を「同条第一項第三号若しくは第四号」に、「第五項」を「第四項」に改め、「貸付金に係る住宅」の下に、「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」を加え、「第二項又は第三項」を「第二項(第三十五条の第三項又は第三十五条の第三項)に改め、同項第十号中「第十七条第一項の下に」若しくは「第二項を加え、同項第四号」を「同条第一項第三号若しくは第四号」に、「第三項又は第四項」を「第三項(第三十五条の第三項)において準用する場合を含む。若しくは第四項又は第三十五条の第三項」に改める。

第二十三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「貸付」を「貸付け」に、「申込」を「申込み」に、「貸付金に係る住宅、学校施設」を「貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設」に改め、「土地の造成工事の審査」の下に、「関連公共施設の整備工事の審査」を加え、「住宅、学校施設」を「住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に、「改良中の住宅、学校施設」を「改良中の住宅、幼稚園等、関連利便施設」に改め、「土地に係る造成工事」の下に、「整備中の関連公共施設に係る整備工事」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十四条第二項中「貸付」を「貸付け」に、

「貸付」をすることが出来る住宅、学校施設を「貸付け」をすることが出来る住宅、幼稚園等、関連利便施設に、「貸付」をすることが出来る土地の造成に関する基準を「貸付け」をすることが出来る土地の造成に関する基準、貸付けをすることが出来る関連公共施設の整備に関する基準に、「貸付金に係る住宅、学校施設」を「貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に、「行方」を「行方」に改める。

第三十二条第一項中「第十二条の二各号の」を「第十二条の二の規定により役員となることのできる者に改める。

第三十四条第二項中「貸付」を「貸付け」に、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設」に改め、「土地」の下に、「貸付金をもつて整備する関連公共施設」を加える。

第三十五条の二第二項中「貸付」を「貸付け」に、「本条」を「この条」に、「土地又は学校施設を住宅若しくは」を「土地(関連利便施設の用に供されている土地を除く)を住宅又は」に改め、「又は学校施設を必要とする者」を削り、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に、「若しくは造成若しくは学校施設の建設」及び造成若しくは土地の造成に、「参し、や、を参酌」に改め、「学校施設」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(幼稚園等、関連利便施設等の貸付等)
第三十五条の三 第十七条第二項の規定による幼稚園等の建設に必要な資金の貸付けを受けた者及び同条第四項の規定による貸付けを受けた者(新住宅市街地開発事業に關し同項の規定による貸付けを受けた者を除く)で同項第二号に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる政令で定める事業に關し同号に規定する関連利便施設の建設に必要な資金(関連利便施設の建設に附随する土地の取得及び造成又は土地の造成に必要な資金を含む)又は関連公共施設の整備に必要な資金について同項の規定による貸付けを受けたものは、当該貸付

金に係る幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設又は土地若しくは借地権を幼稚園等、関連利便施設又は関連公共施設を必要とする者に對し、貸借人又は譲受人の資格、貸借人又は譲受人の選定方法その他貸貸又は譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従い、貸貸し、又は譲渡しなければならぬ。

2 第三十五条第二項の規定は前項の規定による貸貸について、前条第三項の規定は前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、第三十五条第二項中「住宅の建設」とあるのは、「幼稚園等若しくは関連利便施設の建設又は関連公共施設の整備」と、「土地又は借地権の取得」とあるのは、「土地若しくは借地権の取得又は土地の取得及び造成若しくは土地の造成」と、「住宅の家賃」とあるのは、「幼稚園等、関連利便施設又は関連公共施設の賃貸料」と、前条第三項中「住宅の建設」とあるのは、「幼稚園等の建設」と、「又は土地の取得及び造成若しくは土地の造成に必要な費用」とあるのは、「関連利便施設の建設に必要な費用(関連利便施設の建設に附随して土地の取得及び造成又は土地の造成を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む)、関連公共施設の整備に必要な費用(関連公共施設の整備に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、これに要する費用を含む)」と、「住宅、土地又は借地権」とあるのは、「幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設又は土地若しくは借地権」と読み替へるものとする。

第四十六条第一項中「左の各号」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該當するもの又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者が、次の各号」に改め、同項第一号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該當するものが、」を削り、「第三十五条第一項の下に」又は「第三十五条の第三

項」を、「住宅」の下に、「幼稚園等、関連利便施設又は関連公共施設」を加え、同項第二号中「前号の者が、」を削り、「第二項」の下に「第三十五條の第三項において準用する場合を含む。」を、「家賃」の下に「又は賃貸料」を加え、同項第三号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該當するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が、」を削り、「第三十五條の二第一項」の下に「又は第三十五條の第三項」を加え、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に改め、同項第四号中「前号の者が、」を削り、「第三項」の下に「(第三十五條の第三項)において準用する場合を含む。」を加え、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に改める。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)
第二条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む)中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、「第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、」を削り、「行方」を「行方」に改め、同項第一号中「貸付け」の下に、又は譲渡すを加え、同項第二号中「貸付けさせ」の下に、「又は譲渡させ」を加え、「同項第三号中「中小企業者等」を「事業者」に改め、「貸し付け」の下に「又は譲渡す」を加える。

第八条第二項中「資金の貸付」を「資金の貸付け」に、「住宅の貸付」を「住宅の貸付け又は譲渡」に改める。

第九条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項の表以外の部分中「戸当たり」を「戸当たり」に、「左の」を「次の」に、「産業労働者住宅」を「住宅」に改め、同項の表中「貸付金の」を削り、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に、「第七條第一項第一号又は第二号の規定に該當するもの」を「第七條第一項第一号の規定に該當するもの(譲渡するため

住宅を必要とする事業者を除く。又は同項第二号の規定に該当するもの（事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。）に、「第十七条第一項の規定による」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による」に、「同項第四号」を「同条第一項第三号若しくは第四号」に、「第三十五條の二第一項、第三項又は第四項」を「第三十五條の二第一項、第三項（第三十五條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五條の三第一項」に改める。

第十三条の見出し中「家賃その他の貸賃」を「貸賃及び譲渡」に改め、同条第一項中「貸賃の条件」の下に「及び譲渡価額その他の譲渡の条件」を加え、同条第二項中「貸し付け」の下に「又は譲渡」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条の規定に基づき譲渡する場合、この限りでない。

第十三条の二第一項中「中小企業者等」を「事業者」に改め、「貸し付け」の下に「又は譲渡す」を加える。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

2 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一項」の下に「第二項又は第四項」を加え、「以下本条において同じ。」を「この条及び第九条において同じ。」、幼稚園等を（公庫法第十七条第二項に規定する幼稚園等をいう。以下この項において同じ。）の建設又は関連利便施設（公庫法第十七条第四項に規定する関連利便施設をいう。以下この項において同じ。）の建設に、「貸付」を「貸付け」に改め、「できる住宅」の下に「幼稚園等又は関連利便施設」を、「防寒住宅」の下に「又は北海道の気象に

適した防寒的な構造及び設備を有する幼稚園等若しくは関連利便施設を、「かつ」の下に「住宅にあつては」を加え、「でなければならぬ」を「でなければならず、幼稚園等又は関連利便施設にあつては、主要構造部を耐火構造（公庫法第二十三条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）とした幼稚園等若しくは関連利便施設又は主要構造部を耐火構造とした幼稚園等若しくは関連利便施設以外の幼稚園等若しくは関連利便施設で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二條（用語の定義）第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものでなければならぬ」に改め、同条第二項の表以外の部分中「貸付」を「貸付け」に、「一戸当たり」を「一戸当たり」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表中「貸付金額の」及び「貸付金の」を削り、「且つ」を「かつ」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項の規定による貸付」を「第一項の規定による貸付け」に、「同条第二項の規定による貸付」を「同条第二項の規定による貸付け」に改め、同条第二項の規定による貸付に附随する土地又は借地権の取得に必要な資金の貸付け」に改める。

第九条第一項中「貸付」を「貸付け」に改め、「中小企業者等（融通法第二条第四号に規定する中小企業者等をいう。以下本条において同じ。）を含む。以下本条において同じ。」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項の表以外の部分中「貸付」を「貸付け」に改め、「中小企業者等」の下に（融通法第二条第四号に規定する中小企業者等をいう。以下この項において同じ。）を加え、「一戸当たり」を「一戸当たり」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表中「貸付金の」を削り、「且つ」を「かつ」に、「本条」を「この条」に改める。

（登録税法の一部改正）
登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第十一号ノ四中「又ハ同条第四項ニ

規定スル事業ヲ行フモノ」を「若ハ同条第四項ニ規定スル事業ヲ行フモノ又ハ産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第二号若ハ第三号ニ掲グルモノ」に、「住宅」を「建物」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

4 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項を削る。
第七十四条中「家屋を建築して譲渡すること」を「業とする者」を「新築の家屋を譲渡する者」に改める。

（地方税法の一部改正）

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第九号の二を次のように改める。

九の二 地方住宅供給公社が地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四十四号）第二十一条第一項若しくは第三項第二号に規定する業務の用に供する土地又は住宅の用に供する宅地とあわせて取得し、若しくは造成する土地若しくは住宅の建設若しくは住宅の用に供する宅地の取得若しくは造成とあわせて建設する家屋で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの

第七十三条の二十四第一項第二号中「住宅を新築して譲渡することを業とする者」を「新築の住宅を譲渡する者」に改める。

（経過規定）

6 住宅金融公庫の貸付金額の限度及び利率に關しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法の規定は、住宅金融公庫が昭和四十一年四月一日以降に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案
日本住宅公団法の一部を改正する法律
日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号を次のように改める。

一 政府職員（非常勤の者を除く。）
第十五条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十条中「副総裁一人」を「副総裁二人」に改める。
第二十四条及び第二十五条第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

第三十一条中「行方」を「行方」に改め、同条第九号中「前八号」を「前各号」に、「並びに」を「」に改め、「施設の建設及び貸賃その他の管理」の下に「並びに住宅の建設又は宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備」を加え、同条を同条第十二号とし、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号中「土地区画整理事業」を「土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の二号を加える。

九 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業を施行すること。

十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律（昭和三十三年法律第九十八号）及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律（昭和三十三年法律第九十五号）による工業団地造成事業を施行すること。

第三十一条第六号中「前五号」を「前各号」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 公団が貸賃し、又は譲渡する住宅の建設及び公団が貸賃し、又は譲渡する宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、貸賃その他の管理及び譲渡を行なうこと。

第三十二条第一項中「（新住宅市街地開発事業に

よる宅地の造成及び譲渡を除く。』を削り、「〔新
住宅市街地開発事業による施設の建設及び譲渡を
除く。〕を行ふときは『を』を行ふときは、他の法
令により特に定められた基準がある場合において
その基準に従ふほか』に、『行わなければならない
』を『行わなければならない』に改め、同条第
二項中『前項の基準』を『前項の建設省令で定める
基準』に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備
法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百
三十八号）附則第一項ただし書の政令で定める
日までの間は、改正後の日本住宅公団法第三十
一条第十号中『首都圏の近郊整備地帯及び都市
開発区域の整備に関する法律』とあるのは、『首
都圏市街地開発区域整備法』とする。

（地方税法の一部改正）

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第九号を次のように改
める。

九 日本住宅公団が日本住宅公団法（昭和三十
年法律第五十三号）第三十一条第二号に
規定する業務（同条第九号に規定する業務
のうち住宅の用に供する宅地に関するもの
を含む。）の用に供する土地又は同条第二号
の宅地とあわせて造成する土地若しくは住
宅の建設若しくは住宅の用に供する宅地の
造成とあわせて建設する家屋で国若しくは
地方公共団体が公用若しくは公共の用に供
するもの

昭和四十一年二月二十三日印刷

昭和四十一年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局